

## 《研究ノート》

## いじめ防止対策推進法に関する教員採用試験の出題の分析

生 駒 忍

Tendency in the questions on Act on Advancement of Measures to  
Prevention of Bullying in the Japanese Teaching Staff Examination

SHINOBU IKOMA

## キーワード

教職教養 (common knowledge for teachers), いじめ対策 (countermeasure for school bullying),  
出題傾向 (tendency of question)

教員採用試験は、都道府県など各自治体の教育委員会によって、毎年夏に行われている。その出題内容には、教職教養と呼ばれる領域があり、時事通信出版局(2015)は教育原理、教育心理、教育法規、教育史の4分野に区分している。広く教員として持つべき、教育にかかわる教養ないしは共通知識が含まれると考えてよい。このうち、教育史はその性質上、出題される内容が長く安定している。また、教育心理についても、同様に「古典」化する傾向が認められている(生駒, 2015)。一方で、教育原理や教育法規については、制度上の変更などの新しい動向も、迅速に反映される傾向がある。

そういった新しい動向のうち、本稿では、いじめ防止対策推進法に着目する。この法律は、大津市で発生したいじめ自殺事件の社会問題化や、インターネット上で展開されるなどの新しいいじめの増加などを背景に、議員立法により成立し、2013(平成25)年6月28日に公布、同年9月28日に施行された。このため、教員採用試験において出題が可能となったのは、2014年夏に実施された平成27年度教員採用試験が初めてであることになる。

そこで、この教員採用試験において、いじめ防止対策推進法に関してどのような出題がなされた

のかを検討する。教員採用試験においては、この法律が成立する以前から、生徒指導や学級経営、人権などの観点から、いじめに関する出題が行われており、社会的関心の高さからも、どこの自治体であれ、この法律に関する出題を行うことは自然、妥当なことであると考えられる。そのため、新しい法律が教員採用試験の出題に反映される様子を把握する上でよい素材となる。また、具体的にどの条文がどのように問われるかを見ることで、出題者つまり教育委員会における関心や、新規採用教員に求めたい知識・理解の重点をうかがい知る手がかりにもなるだろう。

## 方 法

過去問の参照には、2016年度版教職教養の過去問(時事通信出版局, 2015)を用いた。これは、わが国の各自治体における平成27年度教員採用試験の出題から、教職教養に相当するものを収録したものである。ここから、「いじめ防止対策推進法」に関する出題を行った設問を悉皆的に収集した。設問文中にいじめ防止対策推進法の名称を明示したもの、および選択肢において正答としてこれを選択させるものを収集対象とした。選択肢の誤答の一つとして含まれた

場合は対象としなかった。表記は時事通信出版局(2015)に従った。

また、都道府県単位で個別に定められた、いじめ防止対策推進法を受けた行政文書に関する出題についても、同様に収集を行った。

## 結 果

収集された出題について、表1に設問文、対応する条項、空所補充型の場合に正解となる語句を示した。

表2に、都道府県のいじめ防止対策推進法を受けた行政文書に関する出題を示した。

## 考 察

いじめ防止対策推進法に関する出題は、多くの自治体における教員採用試験に現れていることが明らかになった。出題が可能となって最初の年度に、各地で一斉に出題されたことは、教育時事としてとらえても異例のことであり、相当に重要性が高いと判断されたことがわかる。一方で、まぎらわしい名称の法律があるとは考えにくいにもかかわらず、公布日や施行日、法令番号を添えたり、略称や通称ではないのに法律名がかきかっことでくられたりされたことから、まだ新奇なものであるという認識がうかがえる。

出題の多くが、条文中の空所を補充させるかたちのものであった。成立後まだ日が浅く、字義通りに扱う以上の出題は難しかった可能性が考えられる。教員採用試験に関しては、適切性が必ずしも十分ではない出題が少なからず見られることが知られているが(例えば、生駒, 2015)、条文の空所補充であれば正解は一意に定まることから、その問題は抑えられているといえる。ただし、千葉県・千葉市や三重県の出題は、設問文に表現上の不自然さがある。

扱われた条項としては、1条(目的)、2条1項(「いじめ」の定義)、15条1項(いじめ防止のための学校活動)が多く見られた。1条はこの法律の最も基本のところを問うものとして意味があ

り、2条はこれまで、文部科学省の調査において定められていたいじめの定義を問う出題が多かったところに、入れ替わったことになる。15条1項では、「体験活動等」を問うものが多く見られたことが興味深い。いじめ対策推進防止法の法案提出、成立、施行にあたって、この法律への一般社会における関心の中ではあまり話題にならなかった箇所、教育界内外での温度差がうかがえる。一方で、児童等への禁止や懲戒等の措置に関する部分は、出題対象とはされなかった。星野(2013)は、加害生徒への対応は「犯罪者に対する処罰と完全に理念が異なる」ことなどから、この法律による「対処は絵に描いた餅に終わる危険性もないではないように」(p.87)と論じている。こういった面の扱いにくさから、出題が避けられたのかも知れない。

空所補充で多く問われたキーワードとしては他に、「早期発見」や「尊厳」、「教育を受ける権利」などもあり、また、いじめの定義における「一定の人的関係」「心身の苦痛」「物理的な影響」といった、特徴的な表現もよく出題されていた。また、「インターネット」も見られ、インターネット上でのいじめが、従来の考え方や対処法では扱いにくい問題であること(例えば、星野, 2013; 渡辺, 2008)と関連して、新しい技術に明るい若い志望者への関心があるようにも思われる。

本研究では、平成27年度教員採用試験での出題傾向を取り上げた。いじめ防止対策推進法は、今後も改定されつつ、わが国の教育に寄与し続けることが期待されるが、教員採用試験での出題動向が今後どのようになるか、社会的な関心の動きと合わせて、追っていくことが求められるだろう。

## 引用文献

- 星野豊(2013),「いじめ防止対策推進法の施行と学校の対応」『月刊高校教育』, 46(12), 84-87.
- 生駒忍(2015),「教員採用試験教育心理分野における記憶に関する出題の動向」『共栄大学研究論集』, 13, 263-273.
- 時事通信出版局(編)(2015),『2016年度版 教職教養の過去問』時事通信社
- 渡辺真由子(2008),『大人が知らない ネットいじめの真実』ミネルヴァ書房

表1 自治体ごとにみたいじめ防止対策推進法に関する出題

自治体	設問文	対応 条項	選択語句
青森県	次の文は、平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」の一部である。次のa～fにあてはまる語句を下の①～⑥から選びなさい。	2-1 15-1 15-2 23-3 23-4 23-6	心身 体験活動等 地域住民 再発 学習 生命
岩手県	次の文は、第183回国会（常会）において、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）が成立し、平成25年6月28日に、平成25年法律第71号として公布されたものから抜粋したものです。文中の（ア）～（オ）にあてはまる語句を、下のA～Pから一つずつ選び、その記号を書きなさい。	2-1 8	人的関係 インターネット 心身 保護者 早期発見
秋田県	次は、いじめ防止対策推進法の条文の一部である。文中の（ア）～（エ）にあてはまる語句の正しい組み合わせを①～⑥から一つ選べ。	15-1 15-2	情操 道徳心 体験活動等 啓発
山形県	次のA、Bの文は、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）の一部である。空欄（①）～（⑤）にあてはまる語句を、それぞれ書きなさい。	2-1 8	心理的 インターネット 心身 地域住民 早期発見
福島県 （小中共通）	次の文は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行）の一部である。文中の〔ア〕～〔エ〕に当てはまることばを下のa～hから選び、その記号を書きなさい。	15-1 15-2	豊かな情操 体験活動等 保護者 教職員
栃木県	次の文は、「いじめ防止対策推進法」（平成25年6月28日公布）の一部である。文中の〔①〕、〔②〕にあてはまる語句の適切な組み合わせを、下のアからエのうちから一つ選べ。	1	教育を受ける権利 尊厳
群馬県	「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月28日施行）の基本理念として、正しいものはどれか。	3-1	
埼玉県／ さいたま市	次は、「いじめ防止対策推進法」の一部です。（ア）～（ウ）に入る語句の組み合わせとして正しいものを、下の1～4の中から1つ選びなさい。	2-1	心理的 影響 心身
千葉県・ 千葉市	次の文章は、平成25年6月公布（平成25年9月施行）された「いじめ防止対策推進法」の第1条（目的）である。あとの問いに答えなさい。	1	教育を受ける 尊厳 基本理念
東京都	次の「いじめ防止対策推進法」に関する記述ア～オのうち、正しいものを選んだ組合せとして適切なものは、下の1～5のうちのどれか。	15-1 19-3 22 23-6 30-1	
新潟県／ 新潟市	平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」において、学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として定めているものとして適切でないものは、次の1～5のうちどれか。	15-1 16-1 16-3 19	
福井県	いじめに関する一連の対策を求めていることが特徴で、平成25年6月に公布され、同9月に施行された法律名を答えなさい。		
山梨県	次の（1）～（3）は、法規の条文の一部である。下線部が正しければ○、誤りであれば正しいことばを記せ。	2-1	心身の苦痛 体験活動

岐阜県	下の文章は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）の一部である。 [ア]～[エ]に当てはまる言葉の組合せとして正しいものを次の①～⑤の中から一つ選べ。	3-3 8 9-1 16-4	克服 早期発見 規範意識 相談体制
名古屋市	次の文は「いじめ防止対策推進法」（平成25年施行）の一部です。（ア）～（エ）に適する語句を、下の1～12からそれぞれ1つずつ選び、番号で書きなさい。	1	侵害 尊厳 基本理念 責務
三重県	いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）の中で示されている「第3章 基本的施策」として、挙げられていないものを①～⑤の中から一つ選びなさい。	15 17 18 19	
滋賀県	次は、いじめ防止対策推進法（平成25年6月28日 法律第71号）の一部である。文中の（A）～（D）にあてはまる語句の正しい組み合わせはどれか。1～6から選びなさい。	1	成長 尊厳 いじめへの対処 国及び地方公共団体等
京都市	次の文は平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」にあるいじめの定義である。（①）～（⑤）に当てはまる語句として正しく組み合わせているものはどれか、下のア～オから一つ選びなさい。	2-1	一定 人的 物理的 影響 心身の
大阪府／ 豊能地区／ 大阪市／ 堺市	次の各文は、いじめ防止対策推進法の条文または条文の一部である。空欄A～Eに、下のア～コのいずれかの語句を入れてこれらの条文を完成させる場合、正しい組合せはどれか。1～5から一つ選べ。	1 9-2	教育を受ける権利 心身の健全な成長 及び人格 早期発見 責務 直ちに学校に通報
兵庫県	いじめ防止対策推進法では、いじめを「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（[A]を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義した。空欄[A]に入る語句を、次のア～エから1つ選びなさい。	2-1	インターネット
神戸市	次の（1）～（2）の問いの答えの適切な組合せを①～⑥から1つ選び、番号で答えよ。 （1）次の条文の法律（平成25年法律第71号）は何というか。下のア～ウから1つ選べ。 （2）上の条文の法律（平成25年法律第71号）第2条における、「いじめ」の定義を、下のエ～オから1つ選べ。	1 2-1	
奈良県・ 大和高田市	下の文は、いじめ防止対策推進法の一部である。次の問いに答えよ。	1 15-1	教育を受ける権利 人格の形成 生命又は身体 国 地方公共団体 情操 道徳心 道徳教育 体験活動
和歌山県	次の文は、「いじめ防止対策推進法」の第2条第1項にある「いじめの定義」である。文中の（A）～（C）にあてはまる語句の正しい組み合わせを、下の1～5から1つ選びなさい。	2-1	心理的又は物理的 インターネット 心身の苦痛

島根県	次の文は、平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」で示されている「いじめの定義」である。[ア]～[エ]にA～Hの語句を入れるとき、組合せとして正しいものを①～⑤のうちから一つ選べ。	2-1	学校 一定の人的関係 物理的 心身の苦痛
岡山県・ 岡山市	次の文は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）の一部である。（A）～（E）に当てはまる語句の組合せとして正しいものはどれか。	2-1 8 13 15-1 22	物理的 学校全体 定める 体験活動 組織
広島県・ 広島市	次の文は、平成25年9月28日施行のいじめ防止対策推進法の条文の一部です。文中の（A）・（B）にあてはまる言葉をそれぞれ書きなさい。なお、同じ記号には、同じ言葉が入ります。	2-1	行為 心身の苦痛
山口県	いじめ防止対策推進法について、以下のア、イの各問いに答えよ。	8 19-1	早期発見 インターネット
香川県	平成25年6月、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めた法律が公布された。この法律は何と呼ばれるか。次のア～エから一つ選んで、その記号を書け。		
愛媛県	次の文は、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）の第1条（目的）の条文である。文中の（ア）～（オ）に当てはまる言葉を下のA～Jから一つずつ選び、その記号を書け。	1	権利 人格 危険 尊厳 責務
高知県	次の文は、「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月28日施行）の一部である。（①）～（③）に該当する語句の組み合わせとして正しいものを、下の1～5から一つ選びなさい。	22	実効的 福祉 組織
福岡県／ 福岡市／ 北九州市	次の（1）～（6）の各文は、各文末の【 】に示した法律の条文である。文中の（ア）～（カ）に当てはまる語句を語群a～nから選んだとき、正しい組合せを、下の□の①～⑤から一つ選びなさい。	15-1 3-3	体験活動 心身
長崎県	次の文は、平成25年6月28日に公布された法令の抜粋である。 （1）この法令名を正確に答えよ。 （2）①～④に当てはまる語句を正確に答えよ。	1	教育 生命 尊厳 方針
熊本県／ 熊本市	次の（1）～（3）は、法令の条文の一部である。各文中の空欄[ア]に当てはまる語句をA群①～⑤から、[イ]に当てはまる語句をB群①～⑤から、それぞれ1つずつ選び、番号で答えなさい。	1	尊厳を保持する 早期発見
大分県	次の文中の（Ⅸ）に適する語句を、下の1～5のうちから一つ選べ。	1	尊厳を保持する
宮崎県	（A）、（B）に入る語句の組み合わせとして適切なものを、次の選択肢から1つ選び、記号で答えなさい。ただし、同じ記号には同じ語句が入るものとする。		
沖縄県	次の文は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号）の一部である。文中の[1]～[4]に適切な語句をそれぞれ下記の選択肢①～⑤の中から一つ選び、番号で答えなさい。	2-1 3-1 3-2	一定 物理的 学習 放置

表2 都道府県のいじめ防止対策推進法を受けた行政文書に関する出題

自治体	設問文	選択語句
秋田県	次は、秋田県いじめ防止等のための基本方針（平成25年12月26日 秋田県教育委員会）の「基本方針策定の趣旨」の一部である。文中のそれぞれの（ ）から、あてはまるもの一つずつ選べ。	人格の形成 共に学び合う
茨城県	次の文は、平成26年3月に策定された「茨城県いじめ防止基本方針」に示されている「I いじめの防止等の対策に関する基本的な考え方」である。(①)から(⑳)に当てはまる語句を、下のアからマの中から一つずつ選び、その記号を書きなさい。ただし、同じ番号には同じ語句が入るものとする。	インターネット 苦痛 内外 生命や身体 卑怯な行為 犯罪行為 兆候 安全・安心 社会全体 国民的 対峙 自覚 観衆 助長 傍観者 人権意識 価値観の多様化 現代社会 豊かな心 早期発見
鳥取県	「鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針」（平成26年3月）における本県の「いじめに対する基本的な認識」として適切でないものを、次の1～5の中から一つ選びなさい。	人的関係 インターネット 心身 保護者 早期発見
山口県	次のア、イの文中の(①)、(②)に入る適切な語句を答えよ。 ア 略 イ 山口県では、総合的かつ効果的ないじめ対策を推進するため、平成26年2月に「(②)」を策定した。	山口県いじめ防止基本方針
宮崎県	表1のものと同じ	いじめ防止